

山口市スポーツの森西京スタジアム（山口マツダ西京きずなスタジアム） ラバーフェンス広告募集要項

山口市スポーツの森西京スタジアムのラバーフェンスへの広告表示を希望される広告主を募集します。

1 施設概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 施設名 | 西京スタジアム（山口マツダ西京きずなスタジアム） |
| (2) 所在地 | 山口市宮野上237番地（山口市スポーツの森内） |
| (3) 球場の規格 | 両翼100m、中堅122m、収容人数約15,000人
夜間照明設備、スコアボードあり |
| (4) 年間利用件数・人数 | 316件・25,875人（令和5年度実績）
※観客数を除く |
| (5) ラバーフェンス | 令和7年3月新設 |

2 主な大会の開催状況（令和5年度）

【一般・大学生】

- 西日本地区学生軟式野球春季一部リーグ
- 中国地区大学野球三部リーグ戦
- 第58回中国五県都市対抗軟式野球大会

【高校生】

- 全国高等学校野球選手権山口県大会 県決勝大会
- 秋季中国地区高等学校野球大会
- 山口市長杯高等学校硬式野球大会

【中学生】

- 山口市中学校選手権大会
- 山口県中学校新人体育大会
- 硬式野球アカデミー

【学童】

- 高円宮賜杯全日本学童軟式野球大会 山口県大会
- 中国ろうきん杯学童軟式野球大会 山口県大会
- NPBガールズトーナメント軟式野球大会 山口県大会

3 募集内容

(1) 広告掲出場所（「別図」を参照）

- ① 区画A 外野ラバーフェンス（フェアゾーン内）
- ② 区画B 外野ラバーフェンス（ファウルゾーン内）

③ 区画C 内野ラバーフェンス

④ 区画D ダッグアウト上部

(2) 広告掲出期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ ただし、広告主が更新を希望する場合は、期間の更新を4回まで行うことができる。

(3) 募集区画の広告枠数・サイズ・広告掲出料

募集区画の広告枠数・サイズ・広告掲出料は下記の表による。ただし、年度途中で契約する場合は、広告掲出決定翌月からの広告掲出料を月割りで計算します。

募集区画	枠数	規格（縦×横）	面積	広告掲出料【税抜】
区画A （外野フェアゾーン）	10	1.0m×10.0m	10.0㎡	年額 100,000 円 （月額 8,400 円）
区画B （外野フェアゾーン）	4	1.0m× 6.0m	6.0㎡	年額 60,000 円 （月額 5,000 円）
区画C （内野）	6	2.5m× 8.0m	20.0㎡	年額 200,000 円 （月額 16,700 円）
区画D （ダッグアウト上部）	2	0.9m×6.0m	5.4㎡	年額 54,000 円 （月額 4,500 円）

※ 上記広告掲出料は、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

※ 広告掲出料は、山口市が発行する納入通知書によりお支払いいただきます。

(4) 広告掲出の仕様

- ① 白を基調とした文字又は図で構成し、塗り直しが可能な塗料で表示すること。
- ② 発光、蛍光又は反射光効果を有するものを使用しないこと。
- ③ 表示は、企業名、商号、商品名及び標章に限る。

塗料：アクリル樹脂系塗料

4 広告掲出等に係る費用負担

以下の費用については、広告主の負担となります。

- ① 掲出広告の作成、設置に係る経費
- ② 掲出広告の維持管理に係る経費
- ③ 原状回復（契約満了時または契約解除時）に係る経費

原状回復の際の塗料（指定品）：アクリル樹脂系塗料（日塗工：45-30D）

5 募集期間・応募方法等

(1) 募集期間

令和7年3月17日（月）から随時募集（先着順、なくなり次第終了）

(2) 応募資格

次に掲げる事項を満たす者とします。

ただし、政治団体、宗教団体ならびに山口市広告掲載基準第5条に定める規制業種又は事業者は除きます。

- ① 法人であること
- ② 市税等の滞納をしていないこと
- ③ 市により指名停止を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(3) 提出書類

次の書類を各1通ずつ提出してください。

- ① 広告掲出申込書（様式第1号）
- ② 山口市税の滞納がないことの証明書
※山口市内に事業所等がない場合は、本社所在地の市区町村民税の滞納がないことの証明書
- ③ 企業案内パンフレット等（会社概要が分かるもの）
- ④ 広告掲出原稿案（任意様式）

(4) 提出方法

持参又は郵送により下記の提出先まで提出してください。

- ① 持参する場合
午前8時30分から午後5時の間（土日・祝日を除く）に下記提出先まで持参してください。
- ② 郵送の場合
簡易書留郵便等の確実な方法によるものとします。

提出先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市交流創造部スポーツ交流課

6 広告主及び掲出場所の決定

- (1) 申込のあった広告について、市が定める規定に基づき総合的に審査し、掲出広告主を決定します。
- (2) 広告掲出の可否については、広告掲出可否決定通知書（様式第4号）により通知します。
- (3) 広告掲出決定後、広告主が5(2)に示す応募資格を満たさなくなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなど広告主として相応しくないと認められるとき、又は倒産したときは契約を

解除します。この場合、既に納入された広告料は返還しないものとします。また、看板等の原状回復等に必要費用は広告主の負担とします。

7 問合せ先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市交流創造部スポーツ交流課

TEL：083-934-2873 E-mail：sports@city.yamaguchi.lg.jp